湯沢市学校給食業務(調理・配送)委託 プロポーザル審査委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校給食業務(調理・配送)委託を実施するに当たり、プロポーザル方式による 契約の相手方となる候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、湯沢市学校給食業務(調理・配送)委 託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するために必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) 実施要領の確認に関すること。
 - (2) 事業者選定に関すること。
 - (3) 提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
 - (4) その他必要な事項。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、7人以内とし、教育長が委嘱する。
- 2 委員長は、教育部長とする。
- 3 委員は、教育部長、湯沢市学校給食センター所長、栄養教諭(2人)、調理員(正職員)及び湯沢市 学校給食センター運営委員会委員(2人)をもって充てる。

(委員長の職務等)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議については、教育長が招集する。
- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和4年8月19日から施行する。